

長生園 ホームヘルプサービス 《 利用料 》

特定事業所加算（Ⅱ）により基本単価に10%の加算として掲げる【(1) (2)】

(令和4年10月1日改正)

(1) 身体介護 1回の利用料金 (単位：円)

サービス時間	保険金額		利用料
	基本保険単価	特定事業所加算(Ⅱ)保険単価	
20分以上30分未満	2,500	2,750	275
30分以上1時間未満	3,960	4,360	436
1時間以上1時間半未満	5,790	6,370	637

※所要時間 30分増す毎

基本保険単価に830円（利用料83円）加算

(2) 生活援助 1回の利用料金

サービス時間	保険金額		利用料
	基本保険単価	特定事業所加算(Ⅱ)保険単価	
20分以上45分未満	1,830	2,010	201
45分以上60分未満	2,250	2,480	248

(3) 身体介護+生活援助 加算する額

サービス時間	保険金額	利用料
20分以上45分未満	670	67
45分以上70分未満	1,340	134
70分以上 90分未満 (201単位を限度)	2,010	201

(4) 加算料金

サービス内容	保険金額	利用料
緊急時訪問介護加算（1回につき）	1,000	100
生活機能向上連携加算 I	1,000	100
II	2,000	200
初回加算（初回の月）	2,000	200

(5) 介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス（要支援1・2） 1月につき

サービス内容	保険金額	利用料
週1回程度利用 (45分未満)	11,760	1,176
週2回程度利用 (45分未満)	23,490	2,349
週2回を超える程度利用 (45分未満)	37,270	3,727
初回加算(初回の月)	2,000	200

(6) 介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス（事業対象者） 1月につき

サービス内容	保険金額	利用料
週1回程度利用 (45分未満)	11,760	1,176
週2回程度利用 (45分未満)	23,490	2,349
週2回を超える程度利用 (45分未満)	37,270	3,727
初回加算(初回の月)	2,000	200

(7) 介護職員処遇改善加算 I

加算率13.7%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(8) 介護職員等特定処遇改善加算 I

加算率6.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(9) 介護職員等ベースアップ等支援加算

加算率2.4%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）の場合は、所定の料金の25%加算となります。
- ・深夜（午後10時から午前6時）の場合は、所定料金の50%加算となります。